

平成 25 年（ワ）第 38 号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外 1 名

意見陳述書 (被害の主張立証について)

2015（平成27）年5月19日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 渡 邊 純

私は、本日付で提出している原告ら準備書面（被害総論8）の内容を踏まえ、原告らの被害について、現段階までの主張立証をまとめるとともに、今後の立証についての要望を申し上げます。

第1 被害についての争点

原告らは、これまで、原告らの被害について、被害総論だけでも7通の準備書面を提出し、被害についての主張を明らかにしています。これに対して、被告らは、「年間20ミリシーベルトを大きく下回る放射線を受けたとしても違法に法的権利が侵害されたと評価することは困難」「(原告らに対しては) 基準に基づき…合理的かつ相当な精神的損害の賠償を行っているから、これとは別個に精神的損害の賠償を求める原告らの請求には理由がない」「精神的苦痛のうち、不安感や危惧感にとどまるものは、…相当因果関係の認められる損害として賠償の対象とはなり得ない」などと主張しています。

このような主張経過から見て、本件の被害についての中心的な争点は明らかと

言えます。つまり、本件事故による被害を、放射線被ばくによる健康リスクの大小という問題のみに矮小化し、既存の賠償基準で十分だととらえるのか、それにとどまらず、健康リスクに対する不安や懸念及びそこから派生するさまざまな生活上の支障・困難も被害の内容をなすものとしてとらえ、既存の賠償基準では十分ではないと考えるのかということです。

このように、本件の被害に関する争点は極めてシンプルかつ明確です。同時に、これらの争点については、結局は、原告の被害実態を正確に把握しなければ、正しい結論は導かれません。本件は、すでに、被害についての本格的立証の段階を迎えていると言えます。

第2 これまでに何が明らかになっているか

1 原告らは、これまで、本人尋問を申請している35名の対象原告を含め、多数の原告について、それぞれの被害についての詳細な陳述書を提出し、また、個々の被害についての各論準備書面を提出しています。また、尋問を予定していない原告らについても、これまで、チェック方式の簡略な陳述書を、全原告世帯の約9割が提出しています。これらによって、それぞれの居住地域、避難行動の有無、職業、家族構成などの事情により、被害の現れ方や程度こそ異なるものの、本件事故及び地域の汚染により深刻な生活上の支障が生じていることが明らかになっていると言えます。

2 また、本件第9及び第10回口頭弁論における成元哲中京大学教授の尋問により、政府等による避難指示等の対象となっていない中通り地域に居住する母子にも、精神健康の不良や生活上の支障・困難が生じていること、これらの要因としては、被ばくによる健康影響への不安の存在が推測されること、反面において、放射線量と健康不安などとの間には単純な比例関係が存在するわけではないこと、などが明らかになっています。

第3 今後の立証予定について

1 以上のように、本件事故に関しては、原告らを含めて、極めて多数の被害者が、

将来の健康影響への強い不安を抱いており、それが、さまざまな生活上の支障の原因となっていることが明らかになっていますが、では、なぜこのような不安が生じるのでしょうか。この点を理解するためには、一般の人のリスク認知の特性から、本件事故及びその後の地域汚染についてのリスクが一般の人から見てどのように認識されるかという点について、心理学の知見も踏まえて解明される必要があります。この点については、原告らの準備書面においても主張しているところですが、リスク心理学の第一人者である中谷内一也同志社大学教授の尋問が不可欠です。次回7月の口頭弁論期日で中谷内教授の尋問を実施されるよう強く要望します。

- 2 また、今後、早期に、原告本人尋問及びその前提となる検証を実施されるよう要望します。原告らの原発事故前後の生活環境の変化を実際に見聞き実感した上で、原告本人の口から、本件事故後の不安や生活状況の変化などの被害状況を直接聞いていただき、被害実態を、広くかつ深く理解していただきたいからです。専門家証人や検証実施の成果を踏まえて、原告本人尋問を実施することにより、被害実態や被害構造について多角的立体的な把握も可能となり、被害の類型化等にも役立つと考えます。

第4 まとめ

以上のように、本件事故の被害については、原告らはすでに主張の骨格を明らかにしており、かつ、争点も明確です。このような状況を踏まえ、御庁におかれては、原告本人尋問の前提と言える中谷内教授の専門家証人尋問及び検証を早期に実施されることを要望します。

以上